

令和4年1月29日

岐阜県医師会長 様  
県内各地域医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

宿泊療養施設の入所要件の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染患者のための宿泊療養施設の運営について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、感染状況を踏まえ、下記のとおり、病院から入所（転院）される場合の入所要件を見直しました。

つきましては、各圏域の入院医療機関、診療・検査医療機関及び地域外来・検査センターに対し、別紙（写）のとおり通知しましたので、ご承知おき願います。

記

<入所要件見直しの内容>

【病院から入所（転院）される場合】

変更前	変更後
○下記に該当しない方 ・慢性呼吸器疾患（COPD、間質性肺炎）、慢性腎臓病、糖尿病（コントロール良好含む）、心血管疾患及び高度の肥満（BMI35以上）	（削除）

（変更部分のみ記載）

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課  
医療・検査体制対策室 渡辺、水野  
TEL : 058-272-1111（内線 2664）  
FAX : 058-278-2624

令和 年 月 日

岐阜県感染症対策推進課長 様

〇〇病院長

患者ID \_\_\_\_\_  
(県使用欄)

## 新型コロナウイルス感染症軽症者又は無症候者の宿泊療養届出書

患者氏名：

病院名：

電話番号： (内線)

担当者：

## 【確認項目】

- 患者及び家族は転院に同意していますか？
- ADLは自立しており、宿泊療養施設に耐えられますか？
- 症状が安定しており、宿泊療養施設に耐えられますか？
- 医療的ケアが必要な状態ではありませんか？
- 車椅子利用者等、介助が必要な状態ではありませんか？
- 75歳以上の高齢者ではありませんか？
- 免疫抑制剤や抗がん剤を用いていませんか？
- 妊娠28週以上の妊婦ではありませんか？



令和4年1月29日

各病院長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

宿泊療養施設の入所要件の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染患者のための宿泊療養施設の運営について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、感染状況を踏まえ、下記のとおり、病院から入所（転院）される場合の入所要件を見直しました。

つきましては、見直し後の「新型コロナウイルス感染症軽症者又は無症候者の宿泊療養届出書」を送付いたします。見直し後の入所要件を満たした者は、宿泊療養施設へ入所することも可能となりますので、該当者への説明及び届出等の手続きに引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

記

<入所要件見直しの内容>

【病院から入所（転院）される場合】

変更前	変更後
○下記に該当しない方 ・慢性呼吸器疾患（COPD、間質性肺炎）、慢性腎臓病、糖尿病（コントロール良好含む）、心血管疾患及び高度の肥満（BMI35以上）	（削除）

（変更部分のみ記載）

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課  
医療・検査体制対策室 渡辺、水野  
TEL : 058-272-1111（内線 2664）  
FAX : 058-278-2624